

# 土門剛



土門 剛

どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、「農協が倒産する日」(東洋経済新報社)、『穀物メジャー』(共著／家の光協会)、『東京をどうする。日本をどうする』(通産省八幡和男氏と共に著/講談社)、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』(東洋経済新報社)などがある。大阪府米穀小売商業組合、『明日の米穀店を考える研究会』各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。

なメスを入れるためにだ。13年3月、最初の立ち入り検査に入り、15年3月に処分を終えた。カルテルや入札談合など独禁法に触れる事案を4件も確認している。

## 山形・庄内地区5農協カルテル事案 「独禁法適用除外」を勘違いした横着

コメの販売手数料を合議で取り決

めた山形・庄内地区5農協によるカルテル事案は、いかにも農協らしい。

本来、各農協がいめいに手数料の額や率を決めなければならないのに、5農協の担当者が集まって合議で取り決めたことが独禁法でアウトになつた。農協界にはカルテル体质が染みついている。その最たるケ

ースが、コメを集荷するとき、農家に示す概算金と呼ぶ前渡し金。これも合議で決めていた。

カルテル体质は、13年7月30日、5農協の関係先へ立ち入り検査に入つたときの農協担当者コメントに集約される。

「カルテルはありえない。何が問題なのかなからない」(同7月31日付河北新報)

それら事案の処分を説明した報告書に目を通すと、カルテルや談合など独禁法違反は、ほぼ常態化していると言いつけても間違はない。振返り返つてみよう。

### たまりかねて出された公取委指針

その背景には、農協や連合会に認められた「独禁法の適用除外」を誤解していることがある。農協や連合会には、独禁法が適用されないので、何をやつても許されるという横着な考え方があることだ。そうした誤った考え方方が農協界に定着して、独禁法違反の事案が相次いだので、公取委は「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を07年に公表している。そこで改めて「独禁法の適用除外」について公取委の指針が示された。

(独禁法)違反には、理解不能な特異点がある。とくにカルテルや談合で価格を吊り上げたりすることもあることだ。買い手がそうやって価格を吊り上げるのは、世界広しいといえども、日本で農業協同組合の看板を掲げた組織ぐらいしかないだろう。そういうやつて価格を高くした分は、農協が扱う商品の価格やサービスの利用料金に跳ね返り、農家が負担させ

農協や連合会による独占禁止法違反には、理解不能な特異点がある。とくにカルテルや談合で価格を吊り上げたりすることもあることだ。買い手がそうやって価格を吊り上げるのは、世界広しいといえども、日本で農業協同組合の看板を掲げた組織ぐらいしかないだろう。言つても言い過ぎではない。その根拠を示せといふことなら、2005年から10年間の公正取引委員会(公取委)の記録がある。農協と連合会は、排除措置命令や警告の处分を9件も受け、行政指導を受けている。

農協改革に連動して公取委も動いた。農協や連合会に独禁法の本格的

## 農協のカルテル・入札談合体质にメス!

ここ数年の独禁法抵触事案から何が見えてきたか

場合、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる。また、例えば、単位農協が事業者と

しての立場で他の事業者や単位農協と共にして、価格や数量の制限等を行うこと（カルテル）等は、独禁法第22条の組合の行為とはいえないことから、適用除外とはならない」

農協界は、法令を守るという考え方非常に希薄。とくに独禁法に対しては、農協や連合会は何を勘違いしたかわからないが、公正な競争を妨げたり、カルテルや談合など独禁法が禁止した行為を平気で繰り返してきた。公取委の指針が現場に浸透していないことを知った農水省は、

11年2月、農協や連合会などへ「監督指針」の局長通達を出したほどだ。

#### コメ販売手数料をカルテル認定

さて、公取委が槍玉に挙げた山形・庄内地区5農協による販売手数料をめぐるカルテル行為。14年9月11日、公取委が示した処分の内容に目を通しておこう。

「販売手数料について、2011年1月13日に山形県酒田市所在の全農山形（県本部）庄内統括事務所で開催した5農協の組合長による会合において、特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から定額とするとともに、その算定方式及び金額については、當農担当部長級の者の間で検討することとし、それを受け同年2月1日に同所で開催した5農協の

當農担当部長級の者による会合において、特定主食用米の販売手数料を2011年産米から1俵当たり410円（消費税相当額を除く）を目安として定額とすることとした事実が認められた」

これは農協生き残りのためのものだつた。ポイントは、公取委がカルテル行為を確認した11年1月という時点。その前年秋に、全農山形県本部は米価を下げていた。正確にいえば、コメを集荷する際、農家に提示する概算金と呼ぶ前渡し金を大幅に下げていたのだ。

その前渡し金は、最終精算価格の9割に相当、米価の水準を決定づける。10年産は前年産の1俵（玄米60kg）につき1万2300円から9000円に下げた。27%の大幅下げだった。

10年産まで販売手数料は定率2.7%だった。定率制だと米価が下がつたら、それについて手数料収入も減る。そこで一定の手数料収入を確保するため定額制に移行した。その手数料額を各農協が判断して決めれば問題はなかつた。

それを5農協は、全農山形県本部庄内統括事務所に担当者（部長クラス）が集まって取り決めた。公取委は、その行為をカルテルと認定したのだ。

#### 少しは襟を正したのか

定額制への移行について、農協関係者は、河北新聞に「コメの価格が乱高下し、農家も農協も安定して収益が計算できる定額制への要望が高まつた」と語つたが、これはまつたくの嘘つぱち。農家が要望するのは、手数料の引き下げだ。

それよりも農協が阿漕<sup>あこ</sup>なのは、定額制への移行にかこつけて、手数料収入を増やすことに成功したことだ。米価が下がつた14年産の販売手数料は、農協が卸に販売するときの

#### ホクレン絡みの入札談合事案

第2次安倍政権が誕生して3カ月目、公取委は安倍晋三首相がTPP交渉に参加表明して10日後というタイミングで、ホクレンが絡む入札談合に着手した。これに目星をつけたということは、ものすごくわかりやすい。

北海道には、TPP交渉で市場開放の対象となる作物が目白押し。コメ、麦、酪農、畜産、砂糖の原料になる甜菜などだ。市場開放が実現し

ても、国際競争に耐えられるようにしておきたい。象徴例として、農協や連合会が、入札談合などで落札価格を吊り上げ、それを農家に押しつけるケースを取り上げた。

価格（14年9月～15年7月の平均相

対取引価格）に2・9%の旧手数料率をかけると、350円程度。農協は60円ほど儲けたことになる。

この後日談のようなものも紹介しておこう。先に触れたコメの概算金のことだ。14年産までは各農協の担当者が集まって取り決めてきた。15年産米から、農協がそれぞれの判断で決めるようになつた。それまでの取り決め方が、公取委からカルテル行為と認定される恐れがあつたので、少しは襟を正したようだ。

#### 不公正な取引方法

ホクレンは、その工事で施工代行という立場だった。ちょっと耳慣れぬ用語だが、工事の発注主のことを指す。この場合は、農協。全農や経

清連は、その施主代行として入札事務を取り仕切っていた。

公取委が最初に立ち入り検査に向かったのは、発注側の農協やホクレンではなく、受注側の工事請負業者4社だった。ナラサキ産業（本社・札幌市）、北海道日立（同）、三菱電機冷熱プラント（東京都品川区）、サタケ（広島市）。

受注側から検査に入るのは、官製談合を摘発する場合の定石。ホンボシは、あくまで発注側であるという前提と、検査への協力は受注側の企業から得やすいという判断だ。とくに最近の大企業は、独禁法に対する順法精神が農協組織と比べものにならないくらい強く、検査に協力的という期待もある。

一方の農協組織は、独禁法へのコンプライアンス意識は、いまだに希薄。その背景に、農協や連合会に認められている独禁法の適用除外を曲解していることも多分にある。

改めて整理しておこう。独禁法が、

農協や連合会に適用除外を認めたのは、共同購入、共同販売等の行為だけ。農水省の見解は、こうだ。

「農協等の行為

のうち、共同購入、共同販売等

占禁止法の適用

が除外されています。ただし、『一定の取引分野における競争を実質的に制限することによる不当な対価を引き上げることとなる場合』又は『不公正な取引方法を用いる場合』に該当する場合には、農協等の行為であっても独占禁止法が適用されます』

ホクレンが疑われたのは、その『不公正な取引方法』、この場合はホクレンが取り仕切った入札の談合事案だつた。14年5月、工事請負業者4社に統いて、公取委は札幌市のホクレン本部に立ち入り検査に向かった。入札談合の証拠固めだった。

工事請負業者4社への立ち入り検査から1年2カ月も時間を要したのは、公取委が描いたような形で事案の解明が進まなかつた証なのかもしれない。

15年1月、公取委は処分を公表した。そのなかでホクレンの果たした役割をはつきりと指摘している。

「公正取引委員会は、北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の工事業者に対し、農協等発注の特定低温空調設備工事について、独禁法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基

づく課徴金納付命令を行つた。また、農協等から施主代行業務を受託していた北海道農業協同組合連合会（ホクレン）に対し、ホクレンの一部の職員の行為が上記違反行為を誘発し、助長していたものであると認められたことから、申入れ等を行つた」

ホンボシと目していたホクレンには、「申入れ」で終わつた。行政指導だ。違法行為は認定されなかつたことになる。

ホクレンは、農協等から施主代行業務を受託した者として、交付金の交付決定後に入札を行つた場合には農協等が設定した期日までに工事を完了させることが困難と見込まれるものについて、農協等に対し、交付金の交付決定前に低温空調設備工事が施工される施設の建築設計の協力業者を選定する名目の候補選考と称する競争入札等により、当該工事の受注者を選定し、その場合には、改めて競争入札等を実施せずにこれを実施した体裁を整えることを提案するとともに、その実務を担当していた

公取委はホクレンの尻尾をつかみ損ねた。処分内容の「誘発し、助長」という表現が、それを示す。ホクレンは、道内の農協に強い影響力があるので、談合の実質的な仕切り役をしていたのではないかという見方はあつたが、教唆か帮助ということなら、処分内容から後者の処分だ。それは処分結果からもうかがえる。

排除措置命令が下つたのは、ナラサキ産業と北海道日立の2社。サタケは、証拠がないということで対象から外れた。課徴金の額も少なかつた。ナラサキ産業1251万円、北海道日立404万円だつた。三菱電機冷熱プラントは、公取委の調査に協力したことで、排除措置命令と課徴金の納付命令は免れた。

ホクレンの影響力が圧倒的に強い北海道では、入札談合が常態化する土壤はあるからだ。